

食品表示法が施行 (H27.4.1)

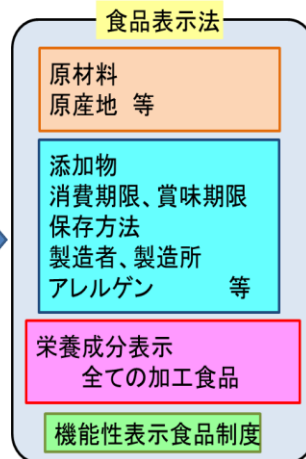
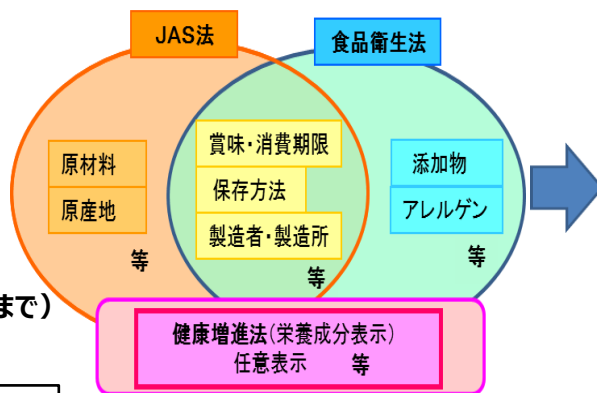
食品表示法は、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した、食品の表示に関する包括的かつ一元的な法律です。



<猶予期間>

生鮮食品：1年6か月 (H28.9.30まで)

加工食品：5年(H32.3.31まで)



食品表示の主な変更点

食品表示法第4条に基づき、消費者の求める情報と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方にわかりやすい「食品表示基準」が策定されました。食品表示の主な変更点は以下のとおりです。

なお新制度に従った表示をする場合は、**全てを新制度による表示**にしなければなりませんので、ご注意ください。



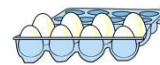
1 アレルギー表示

- 原則、特定原材料（乳、卵、小麦、そば、落花生、えび、かに）を含む旨は、原材料名の直後に括弧を付して表示します。
- 特定原材料を含んでいると理解できた特定加工食品及びその拡大表記がアレルギー表示として使えなくなります。

表記方法	変更前 (旧)	変更後 (新)
代替表記	玉子、たまご、こむぎ	(変更なし)
代替表記の拡大表記	卵黄、卵白	卵黄 (卵を含む)、卵白 (卵を含む)
特定加工食品	マヨネーズ、オムレツ、パン、うどん	マヨネーズ (卵を含む)、オムレツ (卵を含む)、パン (小麦を含む)、うどん (小麦を含む)
特定加工食品の拡大表記	からしマヨネーズ、ロールパン、焼きうどん	からしマヨネーズ (卵を含む)、ロールパン (小麦を含む)、焼きうどん (小麦を含む)
一括表示	卵、牛乳、砂糖…… (原材料の一部に小麦を含む)	卵、牛乳、砂糖…… (一部に卵・乳成分・小麦を含む) → 一括表示欄にも、卵、乳成分の表示が改めて必要

※代替表記：表記方法は異なるが特定原材料などと同一であると理解できる表記

- 代替表記は、引き続き、存続します。
- 「バター」、「チーズ」などは乳以外から製造されないため、代替表記とします。



2 製造所固有記号

- 原則として、2以上の工場で同一商品を製造する場合のみに利用可能となります。
- 製造所固有記号を使用する場合は次のいずれかの事項を表示します。

- ① 製造所所在地などの情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所所在地などを表示したWebサイトのアドレスなど
- ③ 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地など

○ただし、この変更の対象は業務用食品を除きます。



製造所固有記号

表示例

名称	パン
原材料名	小麦粉、糖類、卵、ショートニング、脱脂粉乳、イースト、食塩、(一部に大豆を含む)
内容量	6枚
賞味期限	平成27年7月31日
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください
販売者	QQ食品(株) KS 岐阜県〇〇市△△町1-2

※ 製造所固有記号の変更部分の施行は、平成28年4月1日です。



3 原材料名と添加物の表示

原材料と添加物はそれぞれの事項名欄を設けて表示します。

例 1	原材料名	いちご、砂糖
	添加物	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）



原材料名の欄に原材料と添加物を「/」などの記号や改行により明確に区分して表示します。

例 2	原材料名	いちご、砂糖 / ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）
-----	------	----------------------------------

例 3	原材料名	いちご、砂糖 ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）
-----	------	-----------------------------------

4 栄養成分表示の義務化

原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物に栄養成分表示が義務化されます。

義務	エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（「食塩相当量」で表示）
推奨	飽和脂肪酸、食物繊維
任意	糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類



※ナトリウム塩を添加していない食品のみ、任意でナトリウムの量と食塩相当量を併記することができます。

[表示が省略できる食品]

- ①容器包装の表示可能面積がおおむね30 cm²以下のもの
- ②酒類
- ③栄養の供給源として寄与の程度が小さいもの
- ④極めて短い期間で原材料が変更されるもの。
- ⑤消費税法に規定する小規模事業者（課税期間に基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者）が販売するもの

→ 当分の間、上記事業者に加え、中小企業基本法に規定する小規模企業者
おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者

栄養成分表示 (1食(100g)当たり)	
エネルギー	●kcal
たんぱく質	▲g
脂質	△g
炭水化物	■g
食塩相当量	□g

新たな食品機能表示制度

1 機能性表示食品制度の新設

疾病に罹患していない者を対象に、機能性関与成分によって「健康の維持・増進に役立つ」旨を容器包装に表示することができる「機能性表示食品」の制度が新設されました。



ぎら食育キャラクター
ぎらまーいん

内容	対象と表示例
<p>食品関連事業者の責任において科学的根拠を基に機能性を表示することができます。</p> <p>事業者は、安全性や有効性等の根拠情報を含めた製品情報について、消費者庁に販売の60日前までに届出が必要です。</p> <p>消費者庁ウェブサイトで届けられた情報は、原則として全て開示されます。</p>	<p>食品全般（特別用途食品、栄養機能食品、アルコール含有飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は除く。）</p> <p>健康の維持・増進の範囲内であれば、身体の特定の部位に言及した表現も可能です。</p> <p>【表示例】 「本品には○○が含まれるので、おなかの調子を整えます。」</p>

なお、届出に関する内容等は、消費者庁ホームページ「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」をご覧ください。
消費者庁ホームページ> 食品表示> 機能性表示食品に関する情報

